

(別表第1)

肝炎治療に係る医療費助成事業における自己負担限度額表

階 層 区 分		自己負担限度額 (月額)
甲	世帯の市町村民税 (所得割) 課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税 (所得割) 課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円

上記表中の「世帯」は、原則として住民票上の世帯を単位とする。

ただし、配偶者以外の者であって、対象患者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者については、対象患者からの申請に基づいて、当該「世帯」の市町村民税課税額の合算対象から除外することを認める。

この場合、「相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない」とは以下のような場合とする。

○ 地方税法上の扶養関係にない

市町村民税課税の際、対象患者及び配偶者が除外対象者の被扶養者とされておらず、かつ、除外対象者が対象患者あるいはその配偶者の被扶養者とされていないこと。

○ 医療保険上の扶養関係にない

対象患者及び配偶者が、除外対象者の加入する健康保険の被扶養者でなく、かつ、除外対象者が対象患者あるいはその配偶者の加入する健康保険の被扶養者でないこと。

なお、国民健康保険・高齢者医療制度は、個人単位の加入であるため、その被保険者は他の世帯員と医療保険上の扶養関係にないものとして取り扱って差し支えない。

(国民健康保険における退職被保険者及び退職被保険者の被扶養者を除く。)